

石川県公立学校教職員健康管理審査会規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(職務)</p> <p>第一条 石川県公立学校教職員健康管理審査会(以下「審査会」という。)は、石川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を処理する。</p> <p>一 石川県教育委員会が任命する公立学校に勤務する教職員(県立学校の事務職員及び技術職員を除く。以下「教職員」という。)の結核性疾患及び精神科疾患による休職及びその回復による復職のための健康審査</p> <p>二、三 略</p>	<p>(職務)</p> <p>第一条 石川県公立学校教職員健康管理審査会(以下「審査会」という。)は、石川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を処理する。</p> <p>一 石川県教育委員会が任命する公立学校に勤務する教職員(以下「教職員」という。)の結核性疾患及び精神科疾患による休職及びその回復による復職のための健康審査</p> <p>二、三 略</p>